

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
自動車騒音の環境基準達成率	82% (18年度)	91% (27年度)	おおむね達成します (平成22年度以降毎年度)
航空機騒音の環境基準達成率 ※1	成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (18年度)	64% 100% 91% 100%※2 (27年度)	達成率を向上させます (毎年度)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,502件 (18年度)	1,946件 (27年度)	減少させます (毎年度)

※1 25年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が変更となっている。

※2 環境基準評価に必要な調査日数が得られていないが、調査期間（7日間）の測定結果では環境基準であるL_{den}57デシベル以下であった。

(2) 評価

自動車騒音の環境基準達成率は、基準年度と比べて増加（改善）しています。航空機騒音の環境基準達成率も基準年度と比べて増加（改善）しています。苦情件数については、基準年度と比べて増加（悪化）しています。

(3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【27年度の主な取組】

① 騒音・振動の防止

- ・環境保全協定締結工場との事前協議を9件（騒音のみ）、工場立地等各種開発行為の事前審査を7件（騒音5件、振動2件）実施し、事業者に対して騒音・振動の一層の低減を指導しました。なお、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業に対する改善勧告はありませんでした。
- ・自動車騒音については、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の評価を行いました。
- ・騒音・振動規制を担当する市町村職員向けの測定技術講習会を2回開催し、技術指導を行いました。

② 航空機騒音の防止

ア 監視体制の強化

- ・成田空港周辺では、固定測定局89局（うち、県設置23局）による常時監視を行いました。
- ・羽田空港周辺では、固定測定局7局（うち、県設置6局）による常時監視を実施しました。
- ・羽田空港D滑走路の供用開始（22年10月）による航空機騒音の実態を把握するため、夏季（7月25日から8月7日まで）及び冬季（12月4日から12月17日まで）に、それぞれ二週間の調査を行いました。
- ・下総飛行場周辺では、固定測定局2局による常時監視を実施するとともに、地域内の8地点で10月15日から10月28日まで二週間の実態調査を行いました。なお、木更津飛行場周辺では、木更津市が実態調査を行っています。

イ 対策の強化

- ・航空機騒音に係る環境基準の未達成地域がある成田空港及び下総飛行場について、平成 28 年 3 月に国や空港管理者等に対し、環境基準の早期達成について要請を行いました。

③ 悪臭の防止

- ・環境保全協定締結工場との事前協議を 3 件実施し、事業者に対して悪臭の一層の低減を指導しました。工場立地等各種開発行為の事前審査等はありませんでした。
- ・悪臭規制を担当する市町村職員向けの測定技術講習会を 1 回開催し、技術指導を行いました。

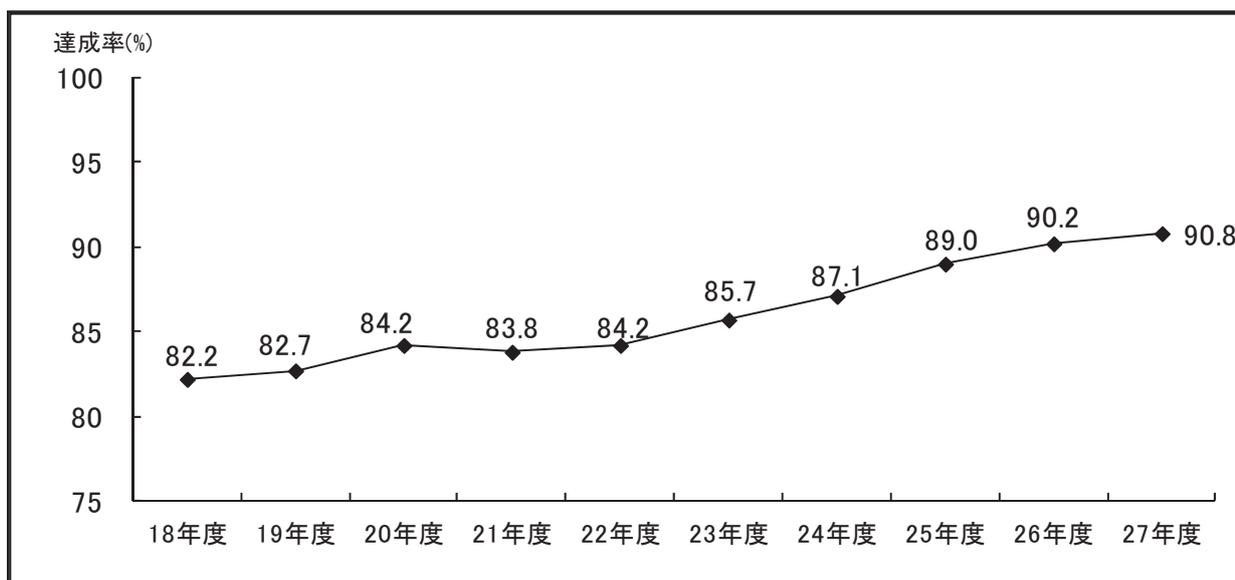
【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・首都圏空港機能強化として、成田空港、羽田空港とも、発着容量の拡大などが検討されています。

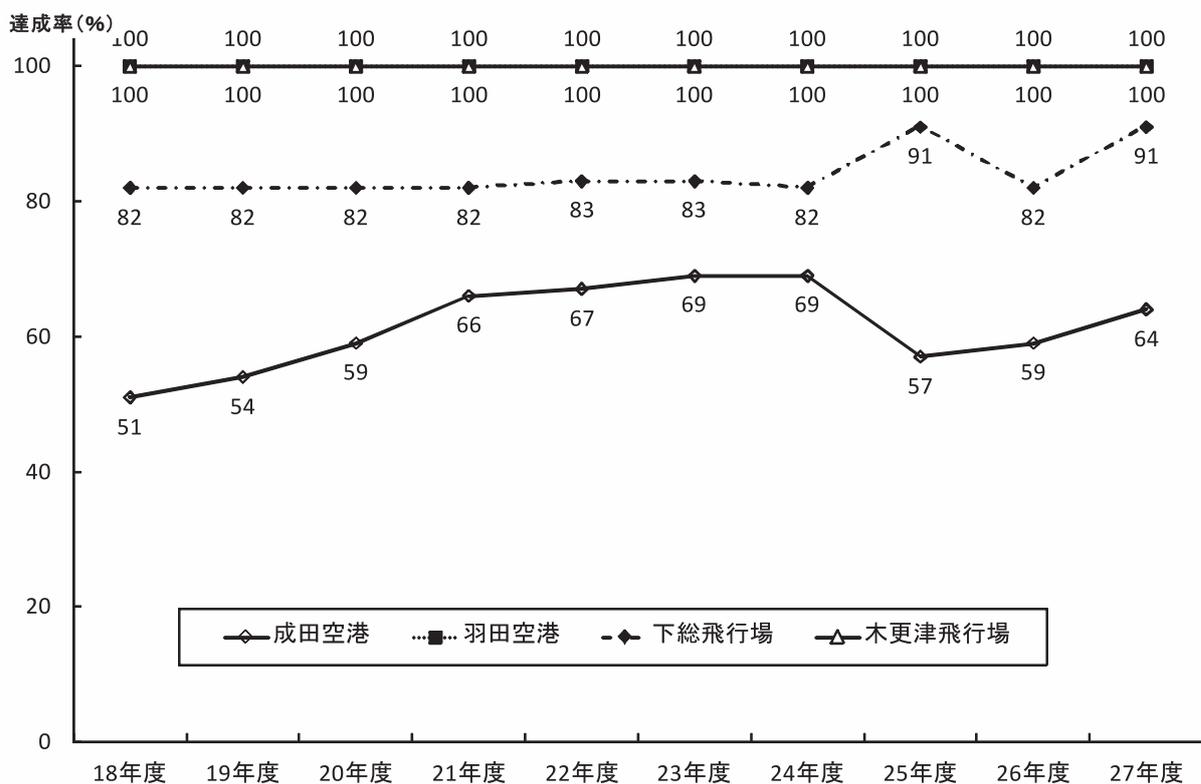
【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・工場・事業場に対しては、今後も環境保全協定に基づいた事業者指導を実施します。
- ・自動車騒音や各空港周辺における航空機騒音の常時監視を実施します。下総飛行場周辺では、短期の実態調査を継続して実施します。
- ・騒音・振動・悪臭の測定については、市町村等への技術指導を行っていきます。

図表4-2-24 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

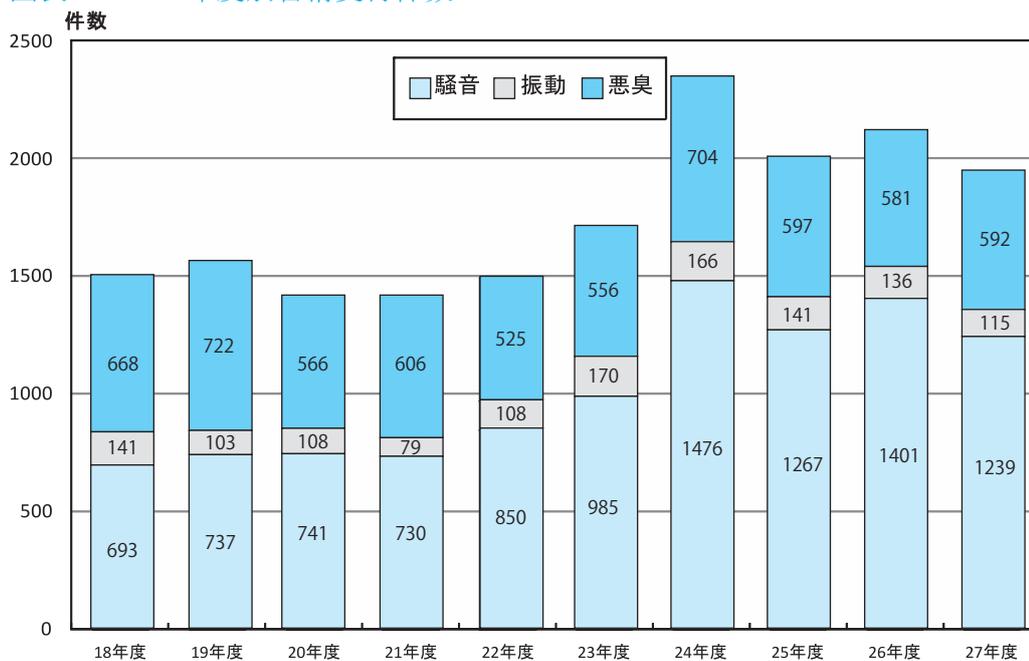


図表4-2-25 成田空港、羽田空港、下総飛行場、木更津飛行場の周辺地域における環境基準の達成率



- ※ 1 : 環境基準指定地域内の測定地点数に対する環境基準達成地点の割合 (%) を示している。
- ※ 2 : 木更津飛行場については、環境基準の評価に必要な調査日数が得られていないため、調査期間における評価となっている。
- ※ 3 : 25年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が変更となっている。

図表4-2-26 年度別苦情受付件数



※ 騒音件数には低周波音件数を含む。

第3節 良好な水環境の保全

1. 現況と課題

地球上の水の約97%は海水であり、人間が比較的容易に生活用水に利用できる河川・湖沼水と地下水は全体のわずか0.8%に過ぎません。

水は、蒸発し、雲となり雪や雨となって地上に降り、川や湖沼又は地下水となって海に流れ込むという大きな循環を繰り返しています。

この水循環の中で、私たちは、日々の暮らしのためや農業や工業などの生産活動のために水を使っていますが、このような人の活動によって、水量の減少や水質の汚濁が起こり、周辺の環境や水生生物などにも影響を及ぼしています。

本県の河川・湖沼・海域等の*公共用水域の水質は「水質汚濁防止法」等法令の整備・強化や下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理*浄化槽の設置促進等により、長期的にみると改善の傾向です。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾など水の流動の少ない*閉鎖性水域では*アオコの発生や*赤潮などによる*二次汚濁も見られ、*環境基準の達成には至っておりません。

そのため、印旛沼・手賀沼については、「湖沼水質保全計画」を、東京湾については「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、各種対策を重点的に実施しています。

また、水環境を水質の面からだけでなく、水量、水生生物、水辺を含めて総合的にとらえ、健全な水環境の維持・回復や水環境の保全・創造を目指す地域に根ざした様々な取組も行われています。

(1) 水環境の現状

ア 環境基準の達成状況

水質保全行政の目標として、人の健康を保護し生活環境を保全する上で望ましい基準（水質汚濁に係る環境基準：健康項目 27 項目・生活環境項目等 12 項目）が「環境基本法」に基づき設定されています。

27年度の公共用水域の測定結果では、健康項目については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を除いて超過した地点はありませんでした。（図表 4-3-1）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は忍川（銚子市）及び高田川（銚子市）において超過しました。これまでの調査から、源流部及び湧水の硝酸性窒素濃度が高いことが判明しており、畜産及び畑作による影響が考えられることから、「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」に基づき、県、市町村、農業団体等で構成する地区協議会により、畜産農家への家畜排せつ物の適正管理に係る指導や畑作農家への適正施肥の推進及び環境にやさしい農業の推進について、今後とも連携して進めていきます。

図表 4-3-1 健康項目の環境基準超過状況

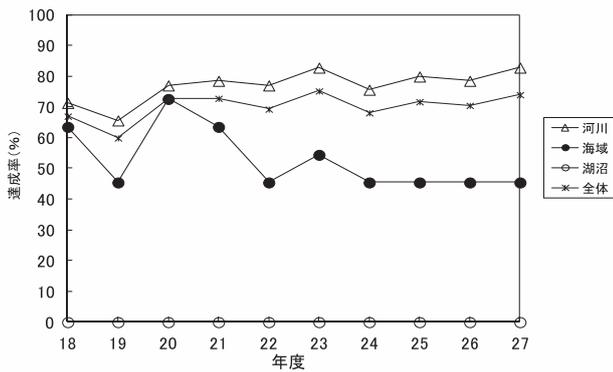
物質名	河川名	地点名	年平均値 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	忍川	富川地先	15	10 以下
	高田川	白石取水場	12	10 以下

また、生活環境項目のうち有機汚濁の代表的な水質汚濁指標である*BOD（河川）・*COD（湖沼・海域）の環境基準を達成したのは、類型指定されている85水域のうち63水域であり、達成率は74.1%と、前年度から3.5ポイント低下しました。（図表 4-3-2、4-3-3）

図表 4-3-2 BOD(COD)の環境基準達成状況

水域の種類	25年度		26年度		27年度	
	達成水域数 指定水域数	達成率 (%)	達成水域数 指定水域数	達成率 (%)	達成水域数 指定水域数	達成率 (%)
河川 (BOD)	56 70	80.0	55 70	78.6	58 70	82.9
湖沼 (COD)	0 4	0.0	0 4	0.0	0 4	0.0
海域 (COD)	5 11	45.5	5 11	45.5	5 11	45.5
計	61 85	71.8	60 85	70.6	63 85	74.1

図表 4-3-3 BOD (COD) の環境基準達成率の推移



閉鎖性水域の*富栄養化の程度を示す指標である全窒素及び全りんについては、海域(東京湾)では、全窒素は全ての水域で、全りんは3水域で達成(図表 4-3-4)しましたが、湖沼(印旛沼及び手賀沼)ではともに達成していません。(図表 4-3-5)

図表 4-3-4 海域の全窒素・全りんの環境基準達成状況

指定水域	類型	項目	環境基準 (mg/L)	25年度		26年度		27年度	
				年平均値 (mg/L)	評価	年平均値 (mg/L)	評価	年平均値 (mg/L)	評価
千葉港	IV	全窒素	1 以下	0.76	○	0.70	○	0.69	○
		全りん	0.09 以下	0.063	○	0.064	○	0.067	○
東京湾(イ)	IV	全窒素	1 以下	0.60	○	0.52	○	0.55	○
		全りん	0.09 以下	0.042	○	0.046	○	0.060	○
※東京湾(ロ)	IV	全窒素	1 以下	0.88	○	0.84	○	0.89	○
		全りん	0.09 以下	0.066	○	0.072	○	0.072	○
※東京湾(ニ)	III	全窒素	0.6 以下	0.61	×	0.54	○	0.58	○
		全りん	0.05 以下	0.046	○	0.051	×	0.056	×
※東京湾(ホ)	II	全窒素	0.3 以下	0.28	○	0.28	○	0.28	○
		全りん	0.03 以下	0.025	○	0.030	○	0.031	×

(注) 1. 「※」印の水域については、東京都及び神奈川県測定データも加味している。
 2. 「○」印は環境基準の達成を、「×」印は未達成を示す。
 3. 全窒素及び全りんの環境基準の評価は、当該水域内の全ての環境基準点(東京都・神奈川県測定分を含む)の表層における年平均値の平均値が環境基準値以下の場合に達成しているものとする。

図表 4-3-5 湖沼の全窒素・全りんの環境基準達成状況

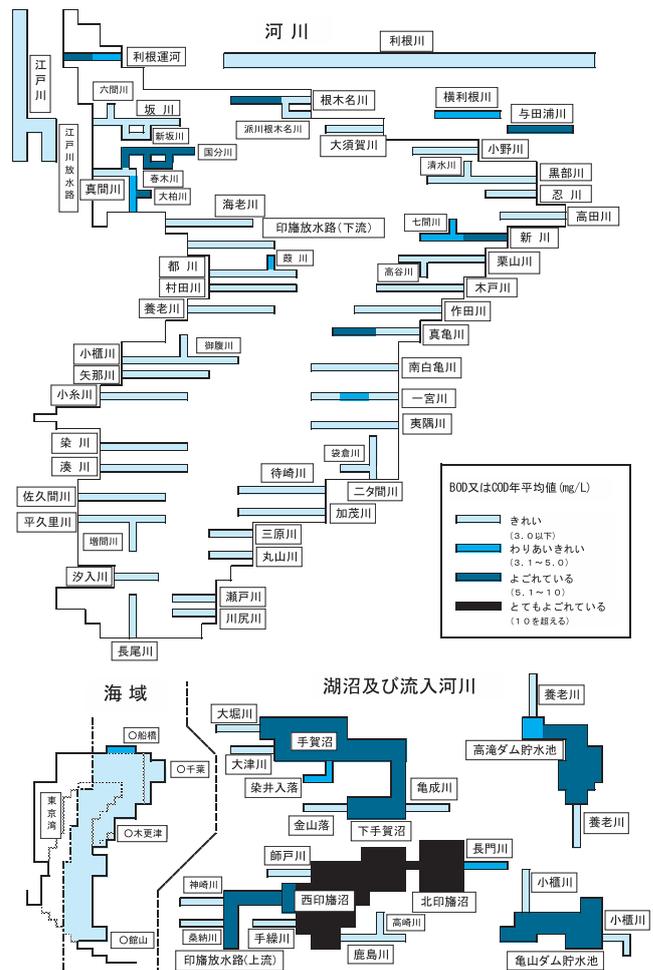
区分	類型	項目	環境基準 (mg/L)	25年度		26年度		27年度	
				年平均値 (mg/L)	評価	年平均値 (mg/L)	評価	年平均値 (mg/L)	評価
印旛沼	III	全窒素	0.4 以下	2.4	×	2.5	×	2.4	×
		全りん	0.03 以下	0.15	×	0.14	×	0.13	×
手賀沼	V	全窒素	1 以下	2.4	×	2.2	×	2.1	×
		全りん	0.1 以下	0.16	×	0.13	×	0.13	×

(注) 「×」は環境基準の未達成を示す。

イ 水質汚濁の概況

27年度のBOD (COD) 年平均値からみた公共用水域の水質汚濁の状況は、都市域を流れる中小の河川で汚濁が見られます。(図表 4-3-6)

図表 4-3-6 平成 27 年度主要河川・湖沼・海域水質状況模式図



また、前の5か年（22～26年度）の平均値と比較すると178地点中77地点で改善、64地点で横ばい、37地点で悪化の状況にあります。（図表4-3-7）

図表 4-3-7 水質(BOD・COD)の変動状況

水域	地点数	変動状況		
		改善	横ばい	悪化
河川	121	64(52.9)	38(31.4)	19(15.7)
湖沼	15	3(20.0)	12(80.0)	0(0)
海域	42	10(23.8)	14(33.3)	18(42.9)
計	178	77(43.3)	64(35.9)	37(20.8)

(注) 1. 前5か年の年平均の平均値と比較し10%以上の低下を「改善」、10%以上の上昇を「悪化」、その他を「横ばい」とした。
2. () 内に割合(%)を示す。

ウ 主要水域の水質汚濁状況

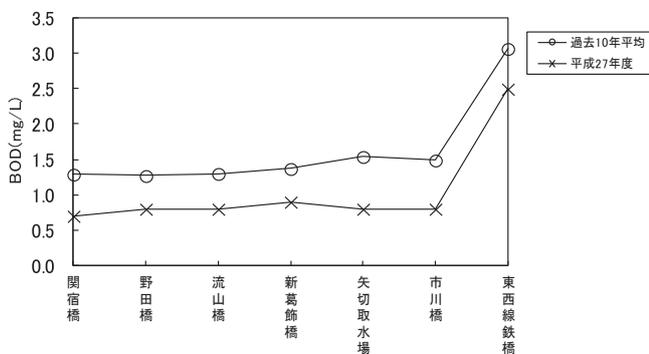
(ア) 河川

a 江戸川

江戸川は、野田市で利根川から分流し、本県と埼玉県、東京都との境を流下して東京湾に注ぐ河川で、飲料水を始め農業用水、工業用水、漁業等に利用されています。

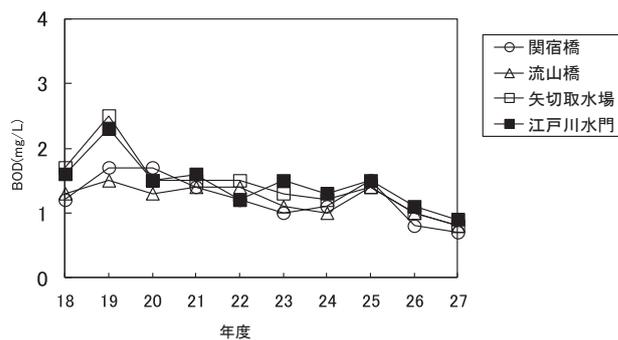
27年度の結果では、各地点のBOD年平均値は0.7～2.5mg/Lとなっています。（図表4-3-8）

図表 4-3-8 江戸川の水質縦断変化図 (BOD年平均値)



また、主要地点においては、前年度と比較すると改善しています。（図表4-3-9）

図表 4-3-9 江戸川の主要地点の水質経年変化 (BOD年平均値)



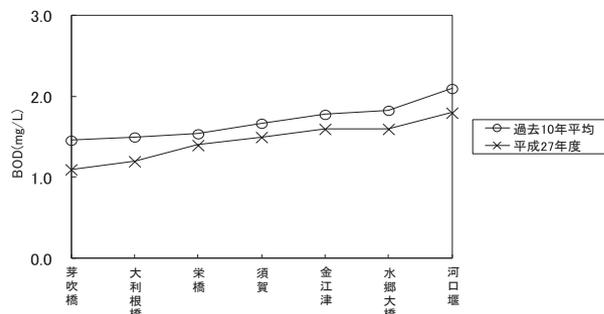
b 利根川

利根川は関東平野を流れる全国有数の河川です。

本県は江戸川分岐点から太平洋に注ぐまでの利根川に接し、その水は飲料水、農業用水、工業用水、漁業等に利用されています。

27年度の結果では、各地点のBOD年平均値は1.1～1.8mg/Lとなっています。（図表4-3-10）

図表 4-3-10 利根川の水質縦断変化図 (BOD年平均値)



また、主要地点においては、年度により若干の変動はあるものの、ここ数年概ね横ばいの状況です。（図表4-3-11）

図表 4-3-11 利根川の主要地点の水質経年変化 (BOD年平均値)

